

7月3日は投票所へ行こう！ あなたの投票所はここです

投票時間
は
午前7時から
午後8時まで

第2投票所

第1投票所

第4投票所

第3投票所

第6投票所

第5投票所

第8投票所

第7投票所

第11投票所

第10投票所

第9投票所

第14投票所

第13投票所

第12投票所

投票所一覧

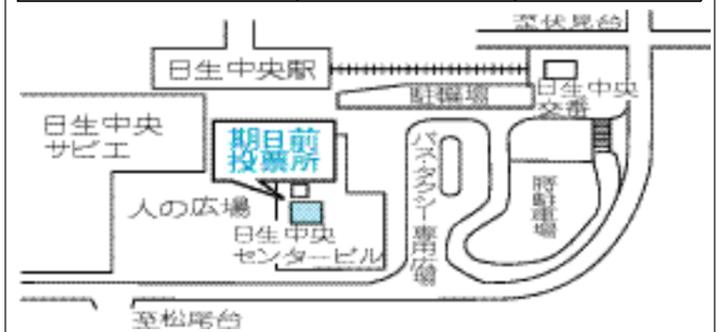
投票区	投票所名称	区域(大字など)
1	阿古谷小学校体育館	民田、上阿古谷、下阿古谷
2	桑合公会堂	北田原、南田原、北野、桑合
3	猪名川小学校体育館	柏原田、上野、若葉
4	広根公会堂	広根、巖山、猪瀬
5	横並自治会館	横並
6	猪津小学校特別教室(1階)	万善、木津、木留生
7	六瀬コミュニティセンター 憩いの部屋	新原、林田、壺尾、清水(のうち字平田、馬場、長田の区域を除く)
8	大島小学校たんぽぽ教室(1階)	清水(のうち字平田、馬場、長田の区域)、清水東、仁頂寺、島、鎌倉、西畑、杉生、旭ヶ丘
9	柏原公民館集会所	柏原
10	猪名川台自治会館	釜組、肝川
11	松尾台集会所	原、松尾台
12	伏見台集会所	内馬場、伏見台
13	白金小学校体育館	白金
14	つつじが丘自治会館	つつじが丘



明るい選挙
イメージキャラクター
「選挙のめいすいくん」

期日前投票所の開設

投票所	開設期間	時間
役場 1階会議室	6月17日(金) ~ 7月2日(土) (土・日含む)	午前8時30分 ~ 午後8時
日生住民センター会議室(センタービル2階) : 下図参照	6月29日(水) ~ 7月2日(土) (土曜日含む)	



贈らない 求めない 受け取らない
3ない運動で明るい選挙を

公職選挙法では、政治家や候補者または候補者になるうとする人が、有権者に「寄附」をすることを禁止しています。また、有権者もこれらの寄附を求めたり、受け取ったりしてはいけません。

次の行為も選挙違反となります。
政党、その他の政治活動を行う団体による氏名などの宣伝活動(宣伝カー、ポスター、ピラなど)
候補者などが有権者の家を訪問し、投票依頼をすること。
選挙事務所での酒、ビールなどの飲食物の提供(法規内での弁当、茶菓子は除く)

きれいな選挙は、正しい民主政治の基礎です。ルール違反がないか有権者がしっかり見守り、明るい選挙を実現しましょう。